第83期

定時株主総会
招集ご通知

日　時

2020年6月24日(水)午前10時

場　所

名古屋市中区栄二丁目2番5号
電気文化会館5階　イベントホール

【新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ】

・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面による事前の議決権行使を推奨いたしますので、ご協力いただきますようお願い申しあげます。
・株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じさせていただきます。ご出席の株主様におかれましても、マスク着用等の感染予防にご配慮いただきますよう、ご協力をお願い申しあげます。
・本年はご出席の株主様への手土産の配付を取りやめさせていただきます。ご理解賜りますようお願い申しあげます。
・今後の状況により、会場の変更等、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、インターネット上の当社ホームページ（https://www.nichiha-ir.com/index.html）に掲載いたしますので、事前にご確認くださいますようお願い申しあげます。

素晴らしい人間環境づくり
NICHIHA
ニチハ株式会社

証券コード：7943

証券コード　7943
2020年6月5日

株　主　各　位

名古屋市港区汐止町12番地
（本社事務所　名古屋市中区錦二丁目18番19号
三井住友銀行名古屋ビル）
ニチハ株式会社
代表取締役社長　山　中　龍　夫

第83期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第83期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月23日（火曜日）午後5時20分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1 日　時	2020年6月24日（水曜日）午前10時	
2 場　所	名古屋市中区栄二丁目2番5号　電気文化会館5階 イベントホール	
3 目的事項	報告事項	1．第83期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2．第83期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案　剰余金の処分の件 第2号議案　取締役10名選任の件 第3号議案　監査役3名選任の件

以　上

○ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節減のため、議事資料として本招集ご通知をお持ちください。

○ 次の事項につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（https://www.nichiha-ir.com/index.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

① 事業報告　・会社の新株予約権等に関する事項
② 連結計算書類　・連結注記表
③ 計算書類　・個別注記表

○ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、上記当社ホームページにおいて掲載することによりお知らせいたします。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の経営環境等を勘案したうえ、当社グループの「剰余金の配当等の決定に関する方針」（添付書類26頁参照）に基づき、株主の皆様に安定した利益還元を行うため、下記のとおりといたしたいと存じます。

なお、中間配当金として１株につき30円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は１株につき60円となります。

⑴　配当財産の種類
　金銭といたします。

⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　当社普通株式１株につき金30円
　総額　　1,098,236,640円

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　2020年６月25日

第２号議案　取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（10名）が任期満了となります。
つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな）（生年月日）	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況および取締役候補者とした理由	所有する当社の株式の数
1 再任	山中龍夫（やまなかたつお） （1952年１月28日生）	1976年４月　株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2004年４月　同行執行役員本店営業第一部長 2007年４月　同行常務執行役員コーポレート・アドバイザリー本部長 2010年５月　当社顧問 2010年６月　当社取締役副社長執行役員、社長補佐、経営企画部担当 2011年６月　当社代表取締役社長、社長執行役員（現任） （取締役候補者とした理由） 山中龍夫氏は、会社経営に関わる長年の経験から幅広い見識を有しており、強いリーダーシップのもと収益体質への変革および企業価値の向上にその職責を果たしております。引き続き、その豊富な経験と見識が当社グループの経営に活かされると判断し、取締役候補者としました。	23,000株
2 再任	小島一行（こじまかずゆき） （1965年３月８日生）	1987年４月　当社入社 2013年４月　当社執行役員経営企画部長 2014年４月　当社上席執行役員経営企画部長 2015年４月　当社上席執行役員海外本部長、経営企画部長 2015年６月　当社取締役上席執行役員海外本部長、経営企画部長、システム開発部・品質保証部・ＣＳ推進部・性能評価センター担当 2016年６月　当社取締役常務執行役員海外本部長、経営企画部長、システム開発部・品質保証部・ＣＳ推進部・性能評価センター担当 2018年４月　当社取締役専務執行役員海外本部長、経営企画部長、システム統括部・品質保証部・ＣＳ推進部・性能評価センター担当（現任） （取締役候補者とした理由） 小島一行氏は、主に当社グループの経営戦略の策定・遂行および品質管理の改善に尽力するなど、グループ経営の推進にその職責を果たしております。引き続き、その豊富な経験と見識が当社グループの経営に活かされると判断し、取締役候補者としました。	3,700株

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況 および取締役候補者とした理由	所有する当社の株式の数
3 再任	殿井一史（とのい かずし） (1963年11月7日生)	1986年４月　株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2014年４月　同行本店営業第十部長 2015年４月　当社顧問 2015年10月　当社常務執行役員、社長補佐、調達本部担当 2016年４月　当社常務執行役員、社長補佐、調達本部・財務部・総務部担当 2016年６月　当社取締役常務執行役員、調達本部・財務部・総務部担当 2018年４月　当社取締役専務執行役員、調達本部・財務部・総務部担当 2018年11月　当社取締役専務執行役員、生産本部・調達本部・財務部・総務部担当 2020年４月　当社取締役専務執行役員、生産本部長、調達本部・財務部・総務部・環境室・安全推進室担当（現任） （取締役候補者とした理由） 殿井一史氏は、物流・購買部門における合理化の実現や、財務・総務部門の業務改善に尽力するなど、当社グループの収益基盤の強化にその職責を果たしております。引き続き、その豊富な経験と見識が当社グループの経営に活かされると判断し、取締役候補者としました。	3,200株

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況 および取締役候補者とした理由	所有する当社の株式の数
4 再任	河村好則（かわむら よしのり） (1959年２月19日生)	1984年４月　日本セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）入社 1999年５月　太平洋セメント株式会社製造部部長代理 2005年10月　日本セラテック株式会社（現株式会社ＮＴＫセラテック）MMC製造部長 2008年４月　同社執行役員圧電事業部長 2010年２月　当社入社 2014年４月　当社執行役員技術本部長、技術部長 2015年４月　当社上席執行役員技術本部長、技術部長 2015年６月　当社上席執行役員技術本部長、技術部長、研究開発部担当 2016年６月　当社取締役上席執行役員技術本部長、技術部長、研究開発部担当 2017年６月　当社取締役常務執行役員技術本部長、技術部長、商品開発部長、研究開発部担当 2018年４月　当社取締役常務執行役員技術本部長、技術部長、研究開発部担当 2019年４月　当社取締役専務執行役員技術本部長、技術部長、研究開発部担当（現任） （取締役候補者とした理由） 河村好則氏は、長年にわたり生産技術・開発関係の各種業務に携わり幅広い見識を有しており、生産性の向上や顧客ニーズに即した商品開発の推進に尽力するなど、その職責を果たしております。引き続き、その豊富な経験と見識が当社グループの経営に活かされると判断し、取締役候補者としました。	1,300株
5 再任	川島久幸（かわしま ひさゆき） (1963年８月31日生)	1986年４月　当社入社 2014年４月　当社執行役員首都圏営業部長 2015年４月　当社上席執行役員首都圏営業部長 2016年４月　当社上席執行役員営業本部副本部長、東京支店長 2016年６月　当社取締役上席執行役員営業本部副本部長、東京支店長 2018年４月　当社取締役常務執行役員営業本部長 2019年10月　当社取締役常務執行役員営業本部長、サポートセンター担当（現任） （取締役候補者とした理由） 川島久幸氏は、国内販売の拡大に向けた営業体制の構築と自ら先頭に立っての拡販活動にその職責を果たしております。引き続き、その豊富な経験と見識が当社グループの経営に活かされると判断し、取締役候補者としました。	4,500株

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況 および取締役候補者とした理由	所有する当社の株式の数
6 再任	今朝丸和弘（けさまるかずひろ） (1961年12月13日生)	1986年４月　株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2016年４月　同行大阪第二法人営業本部長 2018年４月　当社営業本部副本部長 2018年10月　当社常務執行役員営業本部副本部長 2019年６月　当社取締役常務執行役員営業本部副本部長（現任） （取締役候補者とした理由） 今朝丸和弘氏は、長年にわたり営業関係の各種業務に携わり幅広い見識を有しており、主に非住宅市場の開拓に尽力するなど、国内販売の拡大に向けた営業施策の推進にその職責を果たしております。引き続き、その豊富な経験と見識が当社グループの経営に活かされると判断し、取締役候補者としました。	1,100株
7 再任	吉田康則（よしだやすのり） (1961年３月31日生)	1991年４月　日本セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）事業推進グループリーダー 2007年６月　株式会社ＮＦＫホールディングス取締役 2009年４月　当社顧問 2010年４月　当社執行役員 2012年４月　当社執行役員調査部長 2013年４月　当社上席執行役員調査部長 2015年４月　当社上席執行役員調査部長、研究開発部担当 2015年６月　当社取締役上席執行役員調査部長（現任） （取締役候補者とした理由） 吉田康則氏は、長年にわたり調査・渉外に関わる各種業務に携わり幅広い見識を有しており、主に環境に関する各種施策の策定および推進に尽力するなど、その職責を果たしております。引き続き、その豊富な経験と見識が当社グループの経営に活かされると判断し、取締役候補者としました。	2,700株

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況 および取締役候補者とした理由	所有する当社の株式の数
8 新任	吉岡成充（よしおかなるみつ） (1963年９月14日生)	1986年４月　株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2012年４月　同行欧州営業第一部長 2014年４月　同行ソウル支店長、グローバルコリア営業部長 2015年４月　同行執行役員ソウル支店長、グローバルコリア営業部長 2017年４月　同行執行役員三井住友銀行（中国）有限公司社長、東アジア本部副本部長 2018年４月　株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員東アジア本部長兼株式会社三井住友銀行常務執行役員東アジア本部長、グローバル・アドバイザリー部副担当、三井住友銀行（中国）有限公司会長 2020年４月　株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員兼株式会社三井住友銀行常務執行役員 2020年５月　当社顧問（現任） （取締役候補者とした理由） 吉岡成充氏は、長年にわたり会社経営や海外関係の各種業務に携わり、幅広い見識を有しております。その豊富な経験と見識が当社グループの経営に活かされると判断し、新たに取締役候補者としました。	5,000株

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況 および取締役候補者とした理由	所有する当社の株式の数
9 再任 社外 独立	八木清文（やぎきよふみ） (1960年5月4日生)	1986年10月　司法試験合格 1989年３月　最高裁判所司法研修所終了 1989年４月　弁護士登録（第一東京弁護士会） 2003年１月　磯邊・髙橋・八木法律事務所パートナー弁護士（現任） 2004年６月　三和機材株式会社社外監査役（現任） 2009年４月　第一東京弁護士会副会長 2009年８月　株式会社徳間書店社外監査役 2009年９月　りんかい日産建設株式会社社外監査役 2012年６月　当社社外監査役 2015年４月　日本弁護士国民年金基金常務理事 2015年６月　当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 磯邊・髙橋・八木法律事務所パートナー弁護士 三和機材株式会社社外監査役 （社外取締役候補者とした理由） 八木清文氏は、弁護士としての専門的な知識・経験が豊富で幅広い見識を有し、企業法務やコンプライアンスにも精通しており、2015年６月から当社の社外取締役を務めております。引き続き、その豊富な経験と見識が当社グループの経営に活かされると判断し、社外取締役候補者としました。 なお、同氏は社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、前記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。	－株

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況 および取締役候補者とした理由	所有する当社の株式の数
10 再任 社外 独立	田尻直樹（たじり なおき） (1949年３月10日生)	1972年４月　住友金属鉱山株式会社入社 2001年６月　同社経理部長 2003年６月　同社執行役員経理部長 2006年６月　同社常務執行役員経理部長 2008年６月　同社取締役専務執行役員経営企画部長 2010年６月　同社常任監査役 2014年６月　同社顧問 2015年６月　当社社外監査役 2019年６月　当社社外取締役（現任） （社外取締役候補者とした理由） 田尻直樹氏は、事業法人の経営者・監査役としての経験や経理部門における業務経験が豊富で幅広い見識を有しており、2019年６月から当社の社外取締役を務めております。引き続き、その豊富な経験と見識が当社グループの経営に活かされると判断し、社外取締役候補者としました。	－株

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．八木清文、田尻直樹の両氏は、社外取締役候補者であります。
３．当社は、八木清文、田尻直樹の両氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ており、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
４．当社は、現在、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の賠償責任について法令に定める額を限度とする趣旨の責任限定契約を八木清文、田尻直樹の両氏との間で締結しております。八木清文、田尻直樹の両氏の再任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。
５．八木清文、田尻直樹の両氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、その在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ５年、１年となります。

第３号議案　監査役３名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役水野昭彦、小谷津　久、杉浦勝美の３氏が任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな）（生年月日）	略歴、地位、重要な兼職の状況および監査役候補者とした理由	所有する当社の株式の数
1 再任	水野昭彦（みずの あきひこ） （1955年９月７日生）	1979年４月　住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入社 2004年10月　同社渋谷支店長 2006年７月　当社総務部部長 2008年４月　当社執行役員市場開発部担当 2008年10月　当社執行役員市場開発部長 2011年４月　当社執行役員営業本部副本部長 2012年４月　当社執行役員総務部長、法務室長 2014年４月　当社上席執行役員総務部長、法務室長 2016年４月　当社上席執行役員 2016年６月　当社監査役（常勤）（現任） （監査役候補者とした理由） 水野昭彦氏は、当社グループの経営管理やコンプライアンスに幅広い見識を有しており、当社監査役に就任以来、当社グループにおいて適切に監査業務を遂行するとともに、経営監視の役割を果たしております。引き続き、当社監査役として適切に職務を遂行できるものと判断し、監査役候補者としました。	2,200株

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、地位、重要な兼職の状況 および監査役候補者とした理由	所有する当社の株式の数
2 再任 社外 独立	杉浦勝美（すぎうらかつみ） (1954年２月24日生)	1976年４月　名古屋国税局入局 2006年７月　同局課税第一部機動課長 2007年７月　広島国税局厚狭税務署長 2008年７月　名古屋国税局名古屋東税務署長 2009年７月　同局総務部人事第一課長 2011年７月　同局津税務署長 2012年７月　同局総務部次長 2013年７月　同局調査部長 2014年７月　同局退職 2014年９月　税理士登録 杉浦勝美税理士事務所開設、所長就任（現任） 2015年４月　名古屋経済大学大学院法学研究科客員教授（現任） 2015年６月　株式会社ＫＶＫ社外監査役（現任） 2016年６月　当社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 杉浦勝美税理士事務所所長 名古屋経済大学大学院法学研究科客員教授 株式会社ＫＶＫ社外監査役 （社外監査役候補者とした理由） 杉浦勝美氏は、国税局において税務署長等を歴任し、税理士としての専門的な知識・経験も豊富で幅広い見識を有しており、引き続き、監査役として適任と判断し、社外監査役候補者としました。 なお、同氏は社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、前記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。	－株

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、地位、重要な兼職の状況および監査役候補者とした理由	所有する当社の株式の数
3 新任 社外 独立	西　浩明（にし　ひろあき） (1960年８月８日生)	1983年10月　等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1987年３月　公認会計士登録 1998年６月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）パートナー 2012年７月　デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー株式会社（現デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社）パートナー 2015年４月　デロイトトーマツ合同会社パートナー 2020年５月　デロイトトーマツ合同会社およびデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社退職 （社外監査役候補者とした理由） 西　浩明氏は、公認会計士としての財務および会計に関する専門的な知識が豊富で、幅広い見識を有しております。また、企業経営や内部統制にも精通しており、監査役として適任と判断し、新たに社外監査役候補者としました。 なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、前記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。	－株

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．杉浦勝美、西　浩明の両氏は、社外監査役候補者であります。
３．当社は、杉浦勝美氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ており、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、西　浩明氏を独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
４．当社は、現在、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の賠償責任について法令に定める額を限度とする趣旨の責任限定契約を杉浦勝美氏との間で締結しております。杉浦勝美氏の再任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、西　浩明氏の選任が承認可決された場合には、同様の契約を新たに締結する予定であります。
５．杉浦勝美氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、その在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告　（2019年４月１日から 2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、緩やかな回復基調で推移していたものの、消費増税や新型コロナウイルス感染症の影響により期末にかけて急速に悪化しました。設備投資は堅調に推移してきたものの期後半は弱い動きが見られ、鉱工業生産は海外経済の減速に伴う輸出の低迷などから弱い動きが続きました。また、個人消費も新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う要因により期末近くには大きく落ち込みました。

住宅産業におきましては、新設住宅着工戸数は貸家の大幅な減少傾向が続き、2019年度の新設住宅着工戸数は88万4千戸と前年度比7.3％の減少、特に当社グループ事業と関係が強い戸建住宅も同0.8％の減少となりました。

これに伴い、当社グループの主力製品である窯業系外装材（セメント系ボード）の2019年度における業界全体の国内販売数量は、前年度比1.2％（JIS規格対象外の12mm厚製品を含む基準）の減少となりました。

このような市場環境のもと、当社グループは、生産効率改善にかかる各種施策の徹底により生産・供給体制の強化を図るとともに、窯業系サイディングで業界初となる塗膜30年保証の新シリーズをはじめとした高付加価値商品の拡販に取り組んだほか、本年１月以降は工事施工者の作業負荷の軽減に繋がる高級品タイプの軽量化への切替を順次実施しました。また、非住宅市場向けの営業施策の強化や、成長を続けている米国をはじめとする海外マーケットのさらなる開拓に努める一方、各種合理化や生産性向上によるコスト削減にも注力いたしました。

この結果、主力である国内の外装材事業は業界全体の販売数量が減少する中、高付加価値商品の拡販などにより業界内シェアを順調に上昇させて増収となったほか、米国の窯業系外装材事業も増収となったことから、連結売上高は1,237億22百万円（前期比3.8％増）となりました。なお、業界内シェアにつきましては、通期では51.0％と前期比3.1ポイント、第４四半期では52.6％と前年同期比4.3ポイントそれぞれ上昇しました。

一方、損益につきましては、国内における物流費の高騰や固定費の増加はあったものの、エネルギー価格を含めた生産部門でのコストダウンが進んだほか、国内の外装材事業および米国の窯業系外装材事業の増収効果もあり、連結営業利益は130億98百万円（前期比3.0％増）、連結経常利益は135億１百万円（同2.8％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は107億73百万円（同8.7％増）となりました。

⑵　設備投資の状況

当期の当社グループにおける有形固定資産等の設備投資総額は、105億41百万円となりました。その主なものは、当社子会社Nichiha USA, Inc.における生産工場新設等に伴う投資62億30

百万円のほか、当社における国内工場の既存設備の増強・合理化・保全等に伴う投資18億43百万円であります。

⑶ 資金調達の状況

当期は当社グループ全体で、設備投資資金の調達および長期安定資金の確保のため、15億円の長期借入を行いました。

一方で長期借入金の約定返済が進んだことなどから、連結ベースの総借入金残高は、前期末比12億43百万円減少して149億36百万円となりました。

なお、当期においても新株式および社債発行等の資金調達は行っておりません。

⑷ 対処すべき課題

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴う影響を踏まえ、国内外の経済や市場環境の変化に対し臨機応変に対応するとともに、中長期的には、人口減少に伴う戸建住宅市場の縮小という問題を克服すべく、「新中期経営計画」（2018年4月～2021年3月）に基づき、重点課題である「シェアアップ」、「コストダウン」、「ニューマーケットの開拓」に一層注力し、安定的に利益を創出できる企業体質への変革を進めてまいります。

具体的には、まず「シェアアップ」につきましては、これまでの塗膜30年保証の新シリーズに加え、強度や防耐火等の基本性能を維持しつつ軽量化を実現した新商品の投入等、高付加価値商品の拡販により、さらなるシェア拡大に繋げてまいります。

次に「コストダウン」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に第84期は需要の急減が予想されることから、従来以上に生産効率の向上とコスト削減に重点を置いた施策に取り組んでまいります。具体的には、これまで進めてきたエネルギーコストダウンと原単位改善を加速させるほか、在庫削減による倉庫費用等の圧縮や、同一製品の複数工場生産による配送距離の短縮化を推進し、物流コストの削減を図ってまいります。さらに、AI導入による検査工程の省力化等の品質に関わる業務効率化にも積極的に取り組み、より一層経費の圧縮に努めていく所存です。

そして「ニューマーケットの開拓」につきましては、米国における市場開拓を一段と強化するため新工場の建設を進めており、供給能力の増強と現地ニーズに即した製品のタイムリーな開発により、業績拡大に繋げてまいります。一方、国内においては、内外壁材「COOLシリーズ」による商業施設向け市場への拡販に加え、中高層建築物対応の新工法を武器とした新市場の開拓にも注力してまいりました。さらに、耐火構造建築物向けの市場開拓を図るため、当社商品と強化石膏ボードとの組み合わせによる耐火構造用の新工法として「プラスターモエン」を開発し、鉄骨造の外壁１時間および２時間の耐火構造を実現しました。今後は、幅広い建築物をターゲットに新工法等の採用に向けた提案営業を一層強化するなど、さらなる非住宅市場の開拓に傾注してまいります。

当社グループといたしましては、これらの施策を引き続き強力に推進し、持続的な成長を可能とする態勢をより一層強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導、ご支援を賜りたくお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況（連結ベース）

区分	第80期 2016年４月～ 2017年３月	第81期 2017年４月～ 2018年３月	第82期 2018年４月～ 2019年３月	第83期 2019年４月～ 2020年３月
売上高	118,215百万円	116,144百万円	119,160百万円	123,722百万円
経常利益	13,117百万円	13,796百万円	13,137百万円	13,501百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	9,594百万円	11,151百万円	9,915百万円	10,773百万円
１株当たり当期純利益	259円52銭	301円60銭	268円13銭	292円22銭
総資産	126,470百万円	129,605百万円	136,068百万円	141,483百万円
純資産	70,777百万円	80,497百万円	87,404百万円	94,135百万円

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除）に基づき算出しております。

２．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年２月16日）を第82期の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、第81期の金額は組替え後の金額で表示しております。

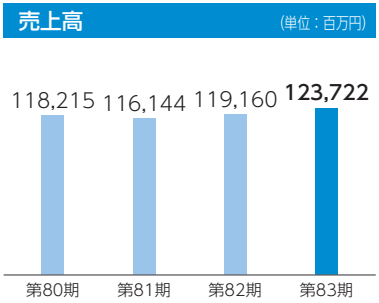

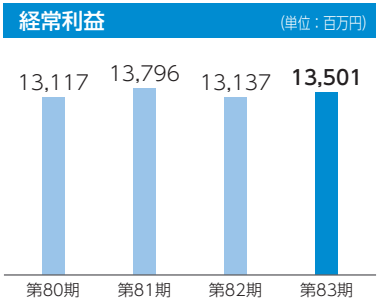

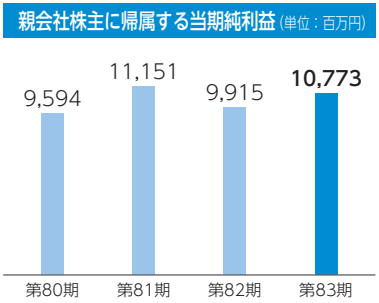

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ニチハマテックス株式会社	2,964百万円	100.00%	住宅用外壁材・繊維板の製造
高萩ニチハ株式会社	400	100.00	住宅用外壁材の製造
株式会社ＦＰコーポレーション	400	100.00	ウレタン断熱パネルの製造および販売
株式会社チューオー	180	100.00	住宅用外壁材・屋根材・外装部材の製造
Nichiha USA, Inc.	19,840 (200,000千米ドル)	99.42	住宅用外壁材の製造および販売
ニチハ装飾繊維セメント壁板（嘉興）有限公司	2,825 (25,000千米ドル)	100.00	住宅用外壁材・外装部材の製造および販売

（注）株式会社ＦＰコーポレーションは、2019年４月１日付で同社の子会社株式会社ＦＰホームを吸収合併しました。

(7) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社グループは、外装材事業に係る製品の製造販売を主な事業内容としているほか、繊維板事業・工事事業・ＦＰ事業（ウレタン断熱パネル事業）・その他事業を展開しております。

事業区分	主要製品
外装材事業	窯業系および金属系外壁材ならびに同関連製品、屋根材、耐火野地板、付属部材
その他	自動車内装用ボード、フロアー養生板、住宅外装工事、注文住宅、住宅リフォーム、ウレタン断熱パネル

（注）事業区分の「その他」に、繊維板事業・工事事業・ＦＰ事業・その他事業が含まれております。

(8) 主要な事業所（2020年３月31日現在）

ニチハ株式会社	本店	名古屋市港区汐止町12番地
	本社事務所	名古屋市中区錦二丁目18番19号（三井住友銀行名古屋ビル）
	東京支店	東京都中央区日本橋本町一丁目６番５号（ツカモトビル）
	営業所	札幌、仙台、東京、名古屋東、名古屋西、大阪、福岡のほか23か所
	工場	名古屋、いわき（福島県）、下関（山口県）
ニチハマテックス株式会社	本社	名古屋市中区
	工場	習志野（千葉県）、衣浦（愛知県半田市）、大江（名古屋市）
高萩ニチハ株式会社	本社	名古屋市中区
	工場	高萩（茨城県）
株式会社ＦＰコーポレーション	本社	札幌市東区
	工場	石狩（北海道）、東北（岩手県花巻市）、岐阜（岐阜県大垣市）、九州（佐賀県神埼市）
株式会社チューオー	本社	栃木県鹿沼市
	工場	鹿沼（栃木県）、若柳（宮城県栗原市）、熊谷（埼玉県）
Nichiha USA, Inc.	本社・工場	アメリカ合衆国ジョージア州
ニチハ装飾繊維セメント壁板（嘉興）有限公司	本社・工場	中華人民共和国浙江省

⑼　従業員の状況（連結ベース、2020年３月31日現在）

従　業　員　数	前期末比増減
2,974名	84名増

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時従業員は含んでおりません。

⑽　主要な借入先および借入額（連結ベース、2020年３月31日現在）

借　　入　　先	借　入　額
株式会社三井住友銀行	4,630 百万円
三井住友信託銀行株式会社	2,395
農　林　中　央　金　庫	1,754
株式会社三重銀行	1,713

⑾　その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、国および当社を含む石綿含有建材製造販売企業10～40数社を被告として、いずれも建設作業などに従事してアスベスト関連疾患に罹患したとする者などの原告らから、国に対しては国家賠償法に定める国家賠償責任に基づき、石綿含有建材製造販売企業に対しては民法に定める不法行為責任または製造物責任法に定める製造物責任に基づき、損害賠償を求める訴訟（建設アスベスト損害賠償請求訴訟）の提起を受けております。

当社といたしましては、原告らからの請求に対し、今後も法廷の場において適切に対応していく所存です。

2．会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

(1) **発行可能株式総数** 80,000,000株

(2) **発行済株式の総数** 37,324,264株

(3) **株主数** 3,542名

(4) **大株主**（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
銀泉株式会社	2,617 千株	7.15 %
住友林業株式会社	2,572	7.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,117	5.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,920	5.25
住友商事株式会社	1,602	4.38
株式会社三井住友銀行	1,597	4.36
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	1,126	3.08
JP MORGAN CHASE BANK 385632	1,018	2.78
住友生命保険相互会社	957	2.61
伊藤忠建材株式会社	830	2.27

（注）持株比率は、自己株式（716,376株）を控除して計算しております。

(5) **その他株式に関する重要な事項**

当社は、当事業年度において、株主還元の充実および資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、定款授権に基づく取締役会決議により、次のとおり自己の株式を取得いたしました。

	2019年８月27日開催の取締役会の決議に基づく取得	2020年１月30日開催の取締役会の決議に基づく取得
取得期間	2019年８月28日～2019年10月18日	2020年１月31日～2020年３月16日
取得した株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
取得した株式の総数	174,800株	200,000株
株式の取得価額の総額	499百万円	480百万円
取得方法	取引一任契約に基づく市場買付け	取引一任契約に基づく市場買付け

3．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2020年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	山中 龍夫	
取締役 専務執行役員	小島 一行	海外本部長、経営企画部長、システム統括部・品質保証部・ＣＳ推進部・性能評価センター担当
取締役 専務執行役員	殿井 一史	生産本部・調達本部・財務部・総務部担当
取締役 専務執行役員	河村 好則	技術本部長、技術部長、研究開発部担当
取締役 常務執行役員	河内 一弘	生産本部長、環境室・安全推進室担当
取締役 常務執行役員	川島 久幸	営業本部長、サポートセンター担当
取締役 常務執行役員	今朝丸 和弘	営業本部副本部長
取締役 上席執行役員	吉田 康則	調査部長
取締役	八木 清文	磯邊・髙橋・八木法律事務所パートナー弁護士 三和機材株式会社社外監査役
取締役	田尻 直樹	
監査役（常勤）	柴田 佳寛	
監査役（常勤）	水野 昭彦	
監査役	小谷津 久	
監査役	杉浦 勝美	杉浦勝美税理士事務所所長 名古屋経済大学大学院法学研究科客員教授 株式会社ＫＶＫ社外監査役
監査役	佐々木 健次	佐々木健次公認会計士事務所所長 木村工機株式会社社外監査役

（注）１．2019年６月25日開催の第82期定時株主総会において、今朝丸和弘、田尻直樹の両氏は取締役に、佐々木健次氏は監査役に、新たに選任され就任いたしました。

２．2019年６月25日開催の第82期定時株主総会終結の時をもって、取締役北 俊夫、監査役田尻直樹の両氏は任期満了となり退任いたしました。

３．監査役杉浦勝美氏は、国税局において税務署長等を歴任し、税理士としての専門的な知識・経験も豊富で幅広い見識を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、監査役佐々木健次氏は、公認会計士としての専門的な知識・経験が豊富で幅広い見識を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

４．取締役のうち、八木清文、田尻直樹の両氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

５．監査役のうち、小谷津 久、杉浦勝美、佐々木健次の各氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

６．取締役八木清文、取締役田尻直樹、監査役杉浦勝美、監査役佐々木健次の各氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

7．2020年４月１日付にて、下記のとおり取締役の担当および重要な兼職の状況が一部変更になりました。

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役 専務執行役員	殿井一史	生産本部長、調達本部・財務部・総務部・環境室・安全推進室担当
取締役 常務執行役員	河内一弘	ニチハマテックス株式会社代表取締役社長

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額
取締役	11 名	347 百万円
監査役	6	40
合計 （社外役員）	17 (7)	387 (28)

(注) 取締役11名の報酬等の額には、取締役賞与の支給予定総額およびストックオプションの報酬額としての新株予約権の費用計上額を含めております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役八木清文氏は、磯邊・髙橋・八木法律事務所のパートナー弁護士であります。なお、当社と兼職先との間には、取引関係はありません。

監査役杉浦勝美氏は、杉浦勝美税理士事務所の所長であります。なお、当社と兼職先との間には、取引関係はありません。

監査役佐々木健次氏は、佐々木健次公認会計士事務所の所長であります。なお、当社と兼職先との間には、取引関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役八木清文氏は、三和機材株式会社の社外監査役であります。なお、当社と兼職先との間には、取引関係はありません。

監査役杉浦勝美氏は、名古屋経済大学大学院法学研究科の客員教授および株式会社ＫＶＫの社外監査役であります。なお、当社と兼職先との間には、取引関係はありません。

監査役佐々木健次氏は、木村工機株式会社の社外監査役であります。なお、当社と兼職先との間には、取引関係はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

氏　　名	地　　位	主　な　活　動　状　況
八　木　清　文	社外取締役	取締役会12回にすべて出席し、弁護士としての専門的な知識・経験に基づいて、主に企業法務やコンプライアンスの観点から、必要に応じ適宜発言を行っております。また、随時各監査役とも意見交換を行っております。
田　尻　直　樹	社外取締役	監査役として取締役会２回および監査役会２回に、取締役として取締役会10回にすべて出席し、事業法人の経理部長・経営企画部長・取締役・監査役等としての経験に基づいて、主に企業経営の観点から、必要に応じ適宜発言を行っております。また、随時各監査役とも意見交換を行っております。
小谷津　　久	社外監査役	取締役会12回および監査役会12回にすべて出席し、事業法人の経営者としての経験や金融機関における業務経験に基づいて、主に企業経営の観点から、必要に応じ適宜発言を行っております。また、随時各取締役とも意見交換を行っております。
杉　浦　勝　美	社外監査役	取締役会12回および監査役会12回にすべて出席し、税理士としての専門的な知識･経験に基づいて、主に税務や会計の観点から、必要に応じ適宜発言を行っております。また、随時各取締役とも意見交換を行っております。
佐々木健次	社外監査役	2019年６月25日就任以降に開催された取締役会10回および監査役会10回にすべて出席し、公認会計士としての専門的な知識・経験に基づいて、主に会計や企業経営の観点から、必要に応じ適宜発言を行っております。また、随時各取締役とも意見交換を行っております。

④　責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役の会社法第423条第１項の責任について、当該社外取締役および当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度とする旨の契約を各社外取締役および各社外監査役との間で締結しております。

4．会計監査人に関する事項

⑴　会計監査人の名称　　有限責任 あずさ監査法人

⑵　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	公認会計士法第２条第１項の監査業務の報酬等の額	46,000千円
②	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50,100千円

（注）１．会計監査人監査の対象となる子会社はニチハマテックス株式会社１社のみであり、同社につきましても、有限責任あずさ監査法人が会計監査人となっております。
２．当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
３．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
４．当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任し、監査役が解任後最初に招集される株主総会において解任した旨と解任の理由の報告を行います。

また、会計監査人が会社法（前記第340条第１項各号以外の事由）、公認会計士法等の法令に違反、抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合は、審議のうえ、株主総会に付議する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を当社監査役会が決定いたします。

5．会社の体制および方針

⑴　業務の適正を確保するための体制

当社では、会社法・会社法施行規則に基づく「内部統制システム構築の基本方針」について、取締役会において次のとおり決議しております。

①　当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア．当社グループにおけるコンプライアンスを一層推進し、その実効性を上げるため、当社は、取締役会の直結組織として、特定の取締役をコンプライアンス担当役員に選定し、同担当役員が委員長を務める「コンプライアンス推進委員会」を設置する。

また、コンプライアンス関連規定を整備し、「ニチハグループ行動指針」等の全員配付および教育・研修等により当社グループの役員・使用人への徹底を図る。

イ．コンプライアンス推進委員会は、コンプライアンスへの取組みを当社グループ全体に亘り組織横断的に統括するとともに、コンプライアンス推進に関する各種施策を立案・実施し、コンプライアンス意識の醸成、教育・啓発に努め、コンプライアンス経営の強化を図る。

ウ．当社の監査役ならびに代表取締役社長直轄の内部監査室は、協働あるいは単独で内部統制の有効性の検証を行う。

エ．法令違反・社内諸規定違反など不正行為等の早期発見と是正を行うために、内部通報制度「ニチハグループ・コンプライアンス・ホットライン」を導入して、内部監査室および弁護士事務所に通報窓口を設置する。コンプライアンス推進委員会は、通報窓口等を通じて内部通報等の報告を受けたときは、事実関係を調査したうえ、法令違反等が明らかになった場合には、速やかに是正措置および再発防止措置を講じる。

オ．当社および子会社は、社会の一員として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

②　当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

ア．当社は、法令および社内規定（主として「文書作成規定」および「文書管理規定」）に基づき、該当文書等の作成・保存を行う。文書保存年限については、重要文書は原則10年、特に重要なものは永久保存とし、文書保存年限表において個別具体的に定める。

イ．情報の管理については、「情報セキュリティポリシー」、「内部情報管理規定」、「個人情報保護規定」等に基づき厳正に運営する。

③　当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア．当社は、取締役会直結の組織として、代表取締役社長を当社グループ全体に亘るリスクに関するリスク管理統括責任者とする「リスク管理委員会」を設置する。

リスク管理委員会は、あらかじめ具体的なリスクを想定・分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備することを目的とし、まず最優先課題として、現在の外部環境・内部環境を踏まえて、当社グループに内在し経営に重要な影響を及ぼす可能性のあるあらゆるリスク（短期的および長期的リスク）を洗い出し実態の把握を行う。

イ．リスク管理委員会は、定期的に各事業部門におけるリスクの把握、体制の整備に係る進捗状況や、個別事案の検証結果をレビューして取締役会に報告し、共通認識として議論したうえで、次の段階として、最優先課題として認識された重要リスクに対しては、リスク管理委員会のもとに各種専門部会を設けることによって、リスク未然防止のための対応策、リスクが現実化した場合の対処方法をより具体的に定めるなど、順次リスク管理体制の構築を進めていく。

④　当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア．当社は、定例の取締役会を毎月１回開催し、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する。決議を要する事項については、「取締役会規程」とは別に詳細を定めて役員・使用人全員に公開している「取締役会決議事項付議基準」に基づき、ガラス張りで運用する。

　また、取締役の一部を中心に構成される経営会議を月１回以上開催し、個別経営課題を実務的な観点から協議する。

イ．当社の取締役、執行役員および使用人の職務執行に当たっての役割分担および決裁体制については「職務分掌規定」、「職務権限規定」等で詳細を定める。

ウ．当社は、執行役員制度を有効に活用し、

ａ．取締役は、経営の意思決定の迅速化、監督機能の強化など本来果たすべき役割に特化し、経営機能をより一層充実させる。

ｂ．業務執行権限を取締役から執行役員に大幅に委譲し、執行責任・報告義務を明確化することにより、業務執行の効率化を図っていく。

エ．当社は、子会社の自主性を尊重し、かつ緊密な連携を保ち、「関係会社管理規定」に基づき、経営上の重要事項については事前に子会社と協議するとともに、管理基準等に従って効率的なグループ経営が行われるよう管理を行う。

オ．当社は、子会社に取締役・使用人の職務分掌および職務権限に関するルールを整備させるとともに、適正かつ効率的に運用されるよう管理を行う。

⑤　その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア．当社は、「関係会社管理規定」に基づき経営企画部を中心に行っている子会社のモニタリングをさらに強化する。具体的には、各子会社の経営上の重要事項に関する当社への報告や承認のルールを定める「関連会社職務権限」の見直しを行う。

イ．当社の監査役が自らまたは子会社の監査役と協働して連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるように図るとともに、会計監査人および内部監査室との緊密な連携等の的確な体制を構築する。

ウ．当社は、定期的に重要事項に関する職務執行状況を子会社に報告させる。また、子会社は、職務執行に関し重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、速やかに当社に報告を行う。

エ．当社は、「関係会社管理規定」に基づき、株主総会・取締役会に関する事項や業績・決算に関する事項を定期的に文書により子会社に報告させる。

⑥　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役社長を責任者とする財務に係わる内部統制システムを構築し、財務報告に重要な虚偽記載が生じることがないよう、内部監査室が予防および牽制機能の整備・運用状況を調査・検討・評価し、不備があれば是正していく体制の維持、向上を図る。

⑦　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、ならびに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

当社は、現在のところ監査役の職務を補助すべき使用人は置いていないが、将来必要となり監査役が求めた場合には、取締役はその意向を尊重するものとし、その場合当該使用人の選解任については、監査役会と事前に協議のうえ決定するものとする。

また、当該使用人を置いた場合には、当社は、監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

⑧　当社および子会社の取締役・使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

ア．当社グループの役員・使用人は、職務執行に関し重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき、あるいはその旨の報告を受けたときは、速やかに当社の監査役に対し報告を行う。

イ．当社の監査役は、決算関係書類、稟議書、各種会議の議事録、その他業務執行に関する重要な文書を関係部署からの直接送付または回覧等により閲覧し、必要に応じて当社グループの役員・使用人から直接説明を求めることとする。

ウ．内部監査室は、当社グループの役員・使用人から報告を受けた場合には、適時適切に当社の監査役に報告する。

エ．当社は、監査役および内部監査室に報告を行った当社グループの役員・使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑨　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用、債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩　その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア．当社は、監査役が取締役会への出席はもとより、意思決定の過程や業務執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、代表取締役や内部監査室とも定期的に打合せ、情報交換を行うことができるよう体制を整備することとし、取締役会はこれを担保する。

イ．監査役が、当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、定期打合せや随時意見交換、情報交換を行うなど緊密な連携を図っていくことができるよう的確な体制を構築する。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前記の「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システムを整備・運用しております。当事業年度における概要は、次のとおりです。

①　取締役の職務執行について

当社は、取締役会を毎月１回開催し、「取締役会決議事項付議基準」に基づき、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項について決議しました。また、取締役会は、取締役による職務執行状況の報告を通じ、取締役の職務執行が適正かつ効率的に実施されているか監督を行いました。

②　コンプライアンスについて

当社は、コンプライアンス推進委員会を年１回開催し、コンプライアンス推進に関する各種施策を策定・実施するとともに、その進捗管理を行いました。また、コンプライアンス推進委員会は、その進捗状況や実施結果などを取締役会に報告しました。

③　リスク管理について

当社は、リスク管理委員会を年１回開催し、各事業部門および全社的な重要リスクの現状を把握するとともに、リスク低減を図るべく各種施策を実施しました。また、リスク管理委員会は、リスク管理体制の整備状況や重要リスクの対応状況などを取締役会に報告しました。

④　グループ会社の経営管理について

当社のグループ各社は、「関係会社管理規定」に基づき、定期的に重要事項に関する職務執行状況を当社に報告しました。また、当社の監査役は、グループ会社の監査役はもとより会計監査人・内部監査室とも連携し、グループ全体の監視・監査を実施しました。

⑤　監査役の監査について

当社の監査役は、毎月１回開催の取締役会やその他の重要会議に出席し、当社および子会社の取締役・使用人の職務執行状況等を把握するとともに、代表取締役・内部監査室・会計監査人ともそれぞれ定期的に打合せを実施して情報交換を行いました。

⑶　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループの配当政策は、株主の皆様に対して長期的に安定した利益還元を行うとともに、当社グループの装置産業という特殊性を考慮すれば、企業体質の強化のため内部留保の充実も必要と考えており、配当性向と財務状況とのバランスを勘案し、適正な配当水準を維持することを基本的方針としております。内部留保については、製品の高付加価値化、新市場の開拓などを目的とした研究開発・設備投資に充当していく方針であります。なお、業績に応じた利益配分の指標については、連結配当性向20％以上を指針として運用しております。

（注）本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**81,883**	**流動負債**	**29,916**
現金及び預金	36,725	支払手形及び買掛金	14,682
受取手形及び売掛金	26,034	短期借入金	20
商品及び製品	13,021	１年内返済予定の長期借入金	1,489
仕掛品	2,142	リース債務	107
原材料及び貯蔵品	3,122	未払費用	6,266
その他の流動資産	887	未払法人税等	2,150
貸倒引当金	△ 48	賞与引当金	1,586
固定資産	**59,600**	役員賞与引当金	112
有形固定資産	**49,007**	製品保証引当金	396
建物及び構築物	11,069	その他の流動負債	3,103
機械装置及び運搬具	10,013	**固定負債**	**17,431**
工具、器具及び備品	344	長期借入金	13,427
土地	20,396	リース債務	169
リース資産	214	繰延税金負債	341
建設仮勘定	6,968	役員退職慰労引当金	159
無形固定資産	**1,307**	製品保証引当金	1,162
リース資産	41	退職給付に係る負債	1,973
ソフトウエア	914	その他の固定負債	198
その他の無形固定資産	350	**負債合計**	**47,348**
投資その他の資産	**9,285**	（純資産の部）	
投資有価証券	4,624	**株主資本**	**93,818**
繰延税金資産	3,209	資本金	8,136
退職給付に係る資産	211	資本剰余金	10,933
その他の投資その他の資産	1,268	利益剰余金	76,049
貸倒引当金	△ 27	自己株式	△ 1,300
		その他の包括利益累計額	**594**
		その他有価証券評価差額金	1,502
		為替換算調整勘定	△ 504
		退職給付に係る調整累計額	△ 403
		新株予約権	**138**
		非支配株主持分	**△ 415**
資産合計	**141,483**	**純資産合計**	**94,135**
		負債純資産合計	**141,483**

連結損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		123,722
売上原価		74,298
売上総利益		**49,424**
販売費及び一般管理費		36,326
営業利益		**13,098**
営業外収益		
受取利息	137	
受取配当金	155	
不動産賃貸料	88	
受取保険金	98	
その他	119	598
営業外費用		
支払利息	113	
為替差損	26	
その他	54	194
経常利益		**13,501**
特別利益		
固定資産売却益	551	551
特別損失		
固定資産除却損	51	
投資有価証券売却損	94	146
税金等調整前当期純利益		**13,906**
法人税、住民税及び事業税	3,500	
法人税等調整額	△ 459	3,040
当期純利益		**10,866**
非支配株主に帰属する当期純利益		92
親会社株主に帰属する当期純利益		**10,773**

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,136	10,933	67,417	△ 319	86,167
当期変動額					
剰余金の配当			△ 2,141		△ 2,141
親会社株主に帰属する当期純利益			10,773		10,773
自己株式の取得				△ 980	△ 980
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	0	8,631	△ 980	7,651
当期末残高	8,136	10,933	76,049	△ 1,300	93,818

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,162	△ 237	△ 292	1,632	112	△ 507	87,404
当期変動額							
剰余金の配当							△ 2,141
親会社株主に帰属する当期純利益							10,773
自己株式の取得							△ 980
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 659	△ 266	△ 111	△ 1,038	26	91	△ 920
当期変動額合計	△ 659	△ 266	△ 111	△ 1,038	26	91	6,731
当期末残高	1,502	△ 504	△ 403	594	138	△ 415	94,135

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**68,075**	**流動負債**	**36,843**
現金及び預金	23,361	支払手形	757
受取手形	50	買掛金	20,411
電子記録債権	1,538	短期借入金	4,450
売掛金	25,304	1年内返済予定の長期借入金	1,489
商品及び製品	9,600	リース債務	88
仕掛品	953	未払金	1,373
原材料及び貯蔵品	1,403	未払費用	5,445
前払費用	259	未払法人税等	1,242
未収入金	1,625	預り金	58
短期貸付金	3,470	賞与引当金	836
その他の流動資産	532	役員賞与引当金	100
貸倒引当金	△ 23	製品保証引当金	386
固定資産	**45,760**	設備関係支払手形	179
有形固定資産	**20,352**	その他の流動負債	26
建物	4,161	**固定負債**	**15,139**
構築物	501	長期借入金	13,427
機械及び装置	3,614	リース債務	133
車両運搬具	47	退職給付引当金	293
工具、器具及び備品	177	役員退職慰労引当金	51
土地	11,580	製品保証引当金	1,162
リース資産	189	その他の固定負債	70
建設仮勘定	79	**負債合計**	**51,983**
無形固定資産	**1,102**	（純資産の部）	
借地権	11	**株主資本**	**60,270**
ソフトウエア	871	資本金	8,136
リース資産	15	資本剰余金	11,131
電話加入権	28	資本準備金	11,122
その他の無形固定資産	176	その他資本剰余金	8
投資その他の資産	**24,305**	利益剰余金	42,302
投資有価証券	4,495	利益準備金	768
関係会社株式	12,086	その他利益剰余金	41,533
関係会社出資金	3,436	別途積立金	16,160
長期貸付金	3,161	繰越利益剰余金	25,373
長期前払費用	28	自己株式	△ 1,300
繰延税金資産	892	**評価・換算差額等**	**1,444**
敷金及び保証金	408	その他有価証券評価差額金	1,444
投資不動産	680	**新株予約権**	**138**
その他の投資その他の資産	89	**純資産合計**	**61,852**
貸倒引当金	△ 975		
資産合計	**113,836**	**負債純資産合計**	**113,836**

損　益　計　算　書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		104,146
売上原価		69,099
売上総利益		**35,047**
販売費及び一般管理費		29,275
営業利益		**5,771**
営業外収益		
受取利息	59	
受取配当金	1,336	
不動産賃貸料	148	
その他	323	1,868
営業外費用		
支払利息	142	
不動産賃貸原価	44	
為替差損	59	
その他	13	259
経常利益		**7,380**
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
固定資産除却損	25	
投資有価証券売却損	94	120
税引前当期純利益		**7,261**
法人税、住民税及び事業税	1,865	
法人税等調整額	18	1,884
当期純利益		**5,377**

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	8,136	11,122	7	768	16,160	22,138	△ 319	58,014
当期変動額								
剰余金の配当						△ 2,141		△ 2,141
当期純利益						5,377		5,377
自己株式の取得							△ 980	△ 980
自己株式の処分			0				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	−	−	0	−	−	3,235	△ 980	2,255
当期末残高	8,136	11,122	8	768	16,160	25,373	△ 1,300	60,270

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	2,091	2,091	112	60,218
当期変動額				
剰余金の配当				△ 2,141
当期純利益				5,377
自己株式の取得				△ 980
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 646	△ 646	26	△ 620
当期変動額合計	△ 646	△ 646	26	1,634
当期末残高	1,444	1,444	138	61,852

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月７日

ニチハ株式会社
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人
名古屋事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鈴木賢次 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　稲垣吉登 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ニチハ株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニチハ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月７日

ニチハ株式会社
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人
名古屋事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鈴木賢次 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　稲垣吉登 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ニチハ株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役および内部監査室、有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築および運用状況に関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を内部監査室および有限責任あずさ監査法人から受けております。

(2)　計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月7日

ニチハ株式会社　監査役会

監査役(常勤)　柴田佳寛 ㊞

監査役(常勤)　水野昭彦 ㊞

社外監査役　小谷津　久 ㊞

社外監査役　杉浦勝美 ㊞

社外監査役　佐々木健次 ㊞

以　上

株主総会会場ご案内略図

会　場　名古屋市中区栄二丁目２番５号
電気文化会館５階　イベントホール
電話（052）204－1133

交　通　地下鉄「伏見」駅４番出口から東へ徒歩２分

※　駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

会場付近拡大図

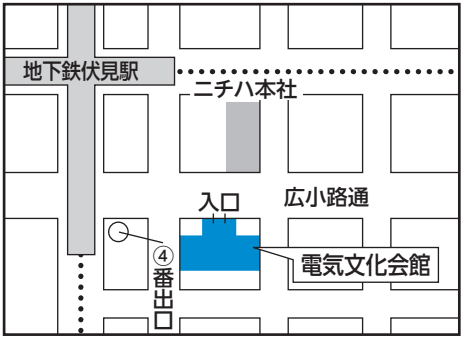

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。